

千葉県告示第667号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年8月9日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年8月9日

千葉市長 神谷俊一

1 道路の種類 市道

2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
星久喜町7号線	中央区星久喜町942番30から 中央区星久喜町955番4まで	前	5.12~5.50	3.3
		後	5.50~5.50	
星久喜町34号線	中央区星久喜町938番6から 中央区星久喜町923番まで	前	2.78~2.82	13.9
		後	2.78~4.00	
星久喜町36号線	中央区星久喜町942番36から 中央区星久喜町938番15まで	前	2.75~3.19	55.6
		後	5.50~5.50	
星久喜町37号線	中央区星久喜町934番1から 中央区星久喜町938番14まで	前	2.73~2.75	99.1
		後	5.50~5.50	